

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	CORRECTIVE ASSIGNMENT												
NATURE OF CONVEYANCE:	Corrective Assignment to correct the Assignor from NATIONAL AGRICULTURAL RESEARCH ORGANIZATION to BIO-ORIENTED TECHNOLOGY RESEARCH ADVANCEMENT INSTITUTION previously recorded on Reel 015137 Frame 0330. Assignor(s) hereby confirms the change of name.												
CONVEYING PARTY DATA													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 70%;">Name</th> <th style="width: 30%;">Execution Date</th> </tr> <tr> <td>BIO-ORIENTED TECHNOLOGY RESEARCH ADVANCEMENT INSTITUTION</td> <td>10/01/2003</td> </tr> </table>		Name	Execution Date	BIO-ORIENTED TECHNOLOGY RESEARCH ADVANCEMENT INSTITUTION	10/01/2003								
Name	Execution Date												
BIO-ORIENTED TECHNOLOGY RESEARCH ADVANCEMENT INSTITUTION	10/01/2003												
RECEIVING PARTY DATA													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">Name:</td> <td>NATIONAL AGRICULTURE AND BIO-ORIENTED RESEARCH ORGANIZATION</td> </tr> <tr> <td>Street Address:</td> <td>40-2, NISSHIN-CHO, 1-CHOME</td> </tr> <tr> <td>Internal Address:</td> <td>SAITAMA-SHI</td> </tr> <tr> <td>City:</td> <td>SAITAMA</td> </tr> <tr> <td>State/Country:</td> <td>JAPAN</td> </tr> <tr> <td>Postal Code:</td> <td>331-8537</td> </tr> </table>		Name:	NATIONAL AGRICULTURE AND BIO-ORIENTED RESEARCH ORGANIZATION	Street Address:	40-2, NISSHIN-CHO, 1-CHOME	Internal Address:	SAITAMA-SHI	City:	SAITAMA	State/Country:	JAPAN	Postal Code:	331-8537
Name:	NATIONAL AGRICULTURE AND BIO-ORIENTED RESEARCH ORGANIZATION												
Street Address:	40-2, NISSHIN-CHO, 1-CHOME												
Internal Address:	SAITAMA-SHI												
City:	SAITAMA												
State/Country:	JAPAN												
Postal Code:	331-8537												
PROPERTY NUMBERS Total: 2													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">Property Type</th> <th>Number</th> </tr> <tr> <td>Application Number:</td> <td>10129357</td> </tr> <tr> <td>Application Number:</td> <td>10129453</td> </tr> </table>		Property Type	Number	Application Number:	10129357	Application Number:	10129453						
Property Type	Number												
Application Number:	10129357												
Application Number:	10129453												
CORRESPONDENCE DATA													
Fax Number: (206)682-6031 <i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i> Phone: 206-622-4900 Email: jenniferf@seedip.com Correspondent Name: Qing Lin, Ph.D. Address Line 1: 701 Fifth Avenue Address Line 2: Suite 6300 Address Line 4: Seattle, WASHINGTON 98104													
NAME OF SUBMITTER:	Qing Lin, Ph.D.												

CH \$80.00 10129357

500010236

PATENT
REEL: 015288 FRAME: 0157

Total Attachments: 10

source=Change of Name to National Agriculture and Bio-Oriented Research Organization#page1.tif
source=Change of Name to National Agriculture and Bio-Oriented Research Organization#page2.tif
source=Change of Name to National Agriculture and Bio-Oriented Research Organization#page3.tif
source=Change of Name to National Agriculture and Bio-Oriented Research Organization#page4.tif
source=Change of Name to National Agriculture and Bio-Oriented Research Organization#page5.tif
source=Change of Name to National Agriculture and Bio-Oriented Research Organization#page6.tif
source=Change of Name to National Agriculture and Bio-Oriented Research Organization#page7.tif
source=Change of Name to National Agriculture and Bio-Oriented Research Organization#page8.tif
source=Change of Name to National Agriculture and Bio-Oriented Research Organization#page9.tif
source=Change of Name to National Agriculture and Bio-Oriented Research Organization#page10.tif

Legal/Patent Translation
<http://www.andersen-s.com>
Email: sales@andersen-s.com

Andersen & Sugiura Legal/Patent Translation Center

Clars Building 303, 2-6-12, Matsugaoka, Nakano-ku, Tokyo 165-0024
TEL: 03-3511-3211 FAX: 03-3511-6590

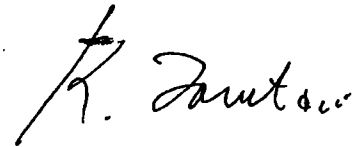
June 22, 2004

CERTIFICATION OF TRANSLATION

I hereby certify that Andersen & Sugiura Legal/Patent Translation Center translated the following document:

Document: As attached

Language: From Japanese into English



Kazuki Tarutani
Translation Department
Andersen & Sugiura Legal/Patent
Translation Center

(1)

The law to partially amend the National Agricultural Research Organization Law shall be proclaimed herewith.

Imperial Seal

December 4, 2002

Junichiro Koizumi,
Prime Minister

Law No. 129

Law to partially amend the National Agricultural Research Organization Law.

The National Agricultural Research Organization Law (Law No.192, 1999) shall be partially amended as follows:

The title shall be amended as follows:

National Agriculture and Bio-oriented Research Organization Law.

(2)

The term "National Agricultural Research Organization" contained in Article 1 shall be revised to "National Agriculture and Bio-oriented Research Organization".

(3)

(Dissolution, etc. of the Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

Article 4. The Bio-oriented Technology Research Advancement Institution (hereinafter referred to as the "Advancement Institution") shall be dissolved upon enforcement of this Law and the assets and obligations at the time of dissolution shall be succeeded by the Research Organization except for the assets succeeded by the State under the provisions of the following paragraph.

2. Of the assets held by the Advancement Institution upon enforcement of this Law, the assets other than those necessary for the Research Organization to ensure execution of its activities shall be succeeded by the State upon enforcement of this Law.

3. The scope of assets succeeded by the State under the preceding paragraph and other

matters necessary for succession of such assets to the State shall be prescribed by a Government Ordinance.

4. The fiscal year for the Advancement Institution that begins April 1, 2003 shall terminate on the day immediately before the dissolution of the Advancement Institution.

5. The account closing, general inventory, balance sheet, and profit and loss statement of the Advancement Institution with respect to the fiscal year that begins April 1, 2003 shall be made as have been made heretofore.

6. When the Research Organization succeeds to the assets and obligations of the Advancement Institution under the provision of Paragraph 1, the amount equivalent to the sum subscribed to the Advancement Institution by the Government or non-governmental party in accordance with Article 8 of the Supplementary Provisions as funds necessary to appropriate towards promotion of research activities in the private sector (hereinafter referred to in this article as "promotion of research activities in the private sector") prescribed in Item 1, Paragraph 2, Article 5 of the Bio-oriented Technology Research Advancement Institution Law (No. 82, 1986, hereinafter referred to as "former Advancement Institution Law") prior to the abolishment of said Law shall, respectively, be deemed upon succession to have been subscribed by the Government or said non-governmental party to the Research Organization as funds necessary to appropriate towards activities provided in Item 2, Article 14 of the New Law. In the event assets belonging to the account established in accordance with the provision of Article 31 of the former Advancement Institution Law and related to promotion of research activities in the private sector (hereinafter referred to in this article as "promotion of research activities in the private sector account") are included in the assets succeeded by the State under the provision of Paragraph 2, with regards to the amount equivalent to that which the Government subscribes, said amount shall be equivalent to the value derived after deduction of the sum of the value of assets out of those succeeded by the Government under the provision of Paragraph 2 belonging to the private enterprise research advancement account and the amount calculated by the method prescribed in a Government Ordinance and based on the value of said assets.

7. When the Research Organization succeeds to the assets and obligations of the Advancement Institution under the provision of Paragraph 1, out of the amount after obligations are deducted from the value of the assets (hereinafter referred to as "net

asset value”), the amount equivalent to the sum belonging to the account established in accordance with the provision of Article 31 of the former Advancement Institution Law and related to promotion of basic research activities for innovative biosciences provided in Item 2, Paragraph 2, Article 5 of the former Advancement Institution Law shall be deemed upon succession to have been subscribed by the Government to the Research Organization as funds necessary to appropriate towards activities provided in Item 3, Article 14 of the New Law.

8. When the Research Organization succeeds to the assets and obligations of the Advancement Institution under the provision of Paragraph 1, of the net asset value, the amount equivalent to the sum belonging to the account (referred to in Item 1 as “program of agricultural research and development activities account”) established in accordance with the provision of Article 31 of the former Advancement Institution Law and related to program of agricultural research and development activities (referred to in Item 2 as “program of agricultural research and development activities”) as provided in Item 3, Paragraph 2, Article 5 of the former Advancement Institution Law shall be deemed upon succession to have been subscribed by the Government or non-governmental party to the Research Organization as funds necessary to appropriate towards activities provided in Item 4, Article 14 of the New Law. In this case, the amounts in the following items at the time of succession shall, respectively, be deemed as subscribed to the Research Organization at the time of succession by the parties set forth in the following items.

- i) of the net asset value, the amount equivalent to the sum belonging to the program of agricultural research and development activities account after deducting the amount in the following item: Government.
- ii) the amount equivalent to the sum subscribed by a non-governmental party to the Advancement Institution as funds necessary to appropriate towards the program of agricultural research and development activities: Said non-governmental party.

9. In the case of the preceding three paragraphs, the Research Organization may, without receiving authorization as prescribed in Paragraph 2, Article 7 of the New Law, increase capital with the amounts deemed as subscribed to the Research Organization in accordance with the preceding three paragraphs.

10. The value of assets prescribed in Paragraph 7 shall be the value assessed by the assessment members based on the market value as of the date of enforcement of this law

(hereinafter referred to as "enforcement date").

11. The assessment members stated in the preceding paragraph and other matters necessary for assessment shall be prescribed by a Government Ordinance.

12. When the Research Organization succeeds to the assets and obligations of the Advancement Institution under the provision of Paragraph 1, the amount recognized as a deferred loss in the promotion of research activities in the private sector account (in the event assets belonging to the promotion of research activities in the private sector account are included in the assets succeeded by the State under the provision of Paragraph 2, the amount equivalent to the sum derived after the value calculated as prescribed by the Government Ordinance of Paragraph 6 is deducted from abovementioned amount) shall be recognized upon succession as a deferred loss belonging to the account established in accordance with Article 14 of the New Law and related to activities set forth in Item 2 of the same article.

13. With regards to dissolution of the Advancement Institution, distribution of residual property under the provision of Paragraph 1, Article 45 of the former Advancement Institution Law shall not ensue.

14. Registration of the dissolution when the Advancement Institution is dissolved under the provision of Paragraph 1 shall be subject to the conditions prescribed by a Government Ordinance.



(号 外)
財務省印刷局発行

目 次

(法 律)

○郵便法の一部を改正する法律

(一一一)

○知的財産基本法 (一一二)

○独立行政法人国民生活センター法

(一一三)

○電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律 (一一四)

○独立行政法人日本万国博覧会記念機構法 (一一五)

○独立行政法人農畜産業振興機構法 (一一六)

○独立行政法人農業者年金基金法 (一一七)

○独立行政法人農林漁業信用基金法 (一一八)

○独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律 (一一九)

○独立行政法人緑資源機構法 (一二〇)

○独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律 (一二一)

(政 令)

○社債等登録法施行令の一部を改正する政令 (一二八)

○介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令 (三五九)

○健康増進法の施行期日を定める政令 (三六〇)

○健康増進法施行令 (三六一)

(省 令)

○郵便規則の一部を改正する省令 (総務一六六)

(公 告)

諸 事 項

官 庁

建設業の許可の取消処分関係裁判所

公示催告、除権判決、破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人国立科学博物館・独立行政法人肥後県検査所平成十三事業年度財務諸表関係

地方公共団体

法人の所在不明理事への申出の催告、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

本号で公布された

法令のあらまし

○郵便法の一部を改正する法律(法律第一二二号)
(総務省)

1 国の損害賠償責任の範囲の拡大等

(一) 郵政事業局長は、郵便の業務に従事する者の故意又は重大な過失により、引受け及び配達記録を有する郵便物(以下「記録郵便物」という。)に係る郵便物の投函をその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかったときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることとした。(第六八条第三項関係)

(二) 記録郵便物に係る郵便物の投函のうち特別送達取扱の郵便物の他郵便物(以下「普通郵便物」という。)の適用については、「(中)重大な過失」とあるのは、「過失」とすることとした。(第六八条第四項関係)

(三) (一)及び(二)のほか、現行の損害賠償の請求権者の制限に関する規定は、「(一)及び(二)の損害賠償の請求には適用されないこととする等の規定の整備を行うこととした。」

2 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、所要の経過措置等を除くこととした。

3 〇知的財産基本法(法律第一二二号)(内閣府)

1 目的
この法律は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることに必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念等を定め、国等の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めることとし、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とすることとした。(第一条関係)

2 定義
(一) この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発明又は考案がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを除く)、商標、商号その他の事業活動に用いられる商標又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいうこととした。(第二条第一項関係)

(二) この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、探検その他の知的財産に關して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に關する権利をいうこととした。(第二条第二項関係)

3 基本理念
(一) 国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造
知的財産政策の推進は、創造力の豊かな人材の育成、その創造力の十分な発揮、知的財産の国内及び国外における迅速かつ適正な活用並びに知的財産の積極的な活用及びその価値が最大限に発揮されるための環境整備により、広く国民が知的財産の恩恵を享受でき、社会を実現するとともに、将来にわたる新たな知的財産の創造がなされる基盤を確立し、もって国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造に寄与するものとなることを旨として、行われなければならないこととした。(二) 三 条 関 係

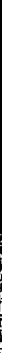
(三) 我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展
知的財産政策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化、知的財産戦略とすることした事業分野の開拓、並びに産官学の連携及び創業者の促進により、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をたらし、もって我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化に的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行われなければならないこととした。(第四条関係)

(処分、手続等に関する経過措置)
第十一條 日活用基金法(第十八条を除く)、附則第六條から第九條までの規定による改正前の農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法、農業災害補償法若しくは漁業災害補償法又は旧暫定措置法の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律、附則第六條から第九條までの規定による改正後の農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法、農業災害補償法若しくは漁業災害補償法又は新暫定措置法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
(罰則の適用に関する経過措置)
第十二條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び附則第三條第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(農林漁業金融公庫法等の一部改正)
第十四條 次に掲げる法律の規定中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改める。
一 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三十五号)附則第二十九項。
二 農業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)第七條第二号。
三 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)附則第五條の六第二項。
四 農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十九号)附則第九條。
(農業近代化資金助成法の一部改正)
第十五條 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改め、同條第二項中「農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)」を「独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)」に改める。
第六條第二号中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改める。
(農林中央金庫法の一部改正)
第十六條 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)
第十七條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
別表第一「農林漁業信用基金」の項を削る。
(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)
第十八條 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
別表「農林漁業信用基金」の項を削る。
(農林水産省設置法の一部改正)
第十九條 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第四條第二十五号中「農林漁業信用基金」を削る。
第三十一條中「第三十五号(農林漁業信用基金の業務の監督(業務及び会計の検査を除く))に係るものに限る。」を削る。
第三十八條中「及び農林漁業信用基金」を削る。
内閣総理大臣 小泉純一郎
財務大臣 片山虎之助
農林水産大臣 塩川正太郎
大島 理森
平成十四年十二月四日
内閣総理大臣 小泉純一郎
法律第二百二十九号
独立行政法人農林技術研究機構法の一部を改正する法律
独立行政法人農林技術研究機構法(平成十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
独立行政法人農林・生物系特定産業技術研究機構法
目次中「第六條」を「第九條」に、「第七條」第九條を「第十條」に、「第十二條」を「第十三條」に、「第十三條」を「第十四條」に、「第十四條」を「第十五條」に、「第十五條」を「第十六條」に改める。
第一章「第二章」に改める。
第十四條第二号を削り、同條第一号中「第十條」を「第十三條」に改め、同條を同條第二号とし、同條を第一号として次の一号を加える。
一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けた後ならぬ場合において、その認可又は承認を受けた後ならぬとき、第五條中第十四條を第二十五條とする。
第十三條を削る。
第十二條第一項中「第十條第一号」を「第十三條第一号」に改め、第四章中同條を第十九條とし、同條の次に次の五條を加える。
(出資者原簿)
第二十條 研究機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。
第二十一條 出資者原簿には、第十四條第二号から第四号までに掲げる業務に係る出資者ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日
三 出資額
四 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。
(残余財産の分配)
第二十二條 研究機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十四條第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を政府に対し、同條第二号に掲げる業務に係る勘定に属する各出資者に対し、同條第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる各出資者に対し、同條第四号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。
2 前項の規定により第十四條第二号から第四号までに掲げる業務に係る各出資者に分配することとができる額は、その出資額を限度とする。
3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

(協賛)
第二十二條 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。
一 第七條第二項、第十六條第一項又は第十七條第一項の規定による認可をしようとするとき。
二 第十五條第一項(同條第五項において準用する場合を含む)の規定による承認をしようとするとき。
2 主務大臣は、通則法第二十八條第一項の規定による認可(第十四條第二号又は第三号に掲げる業務に係る部分に限る)をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
(主務大臣等)
第二十三條 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。
一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項(次号に掲げるものを除く)については、農林水産大臣。
二 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務に係る資本金の増加、通則法第三十八條第一項に規定する財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二條第三号の政令で定める業務に属する事業を所管する大臣。
三 第十四條第一号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣。
四 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食料品製造業(酒類製造業を除く)に係るものに関する事項については、農林水産大臣。
五 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣。
六 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、第二條第三号の政令で定める業務に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣。
七 第十四條第四号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣。
2 この法律及び研究機構に係る通則法における主務省は、農林水産省とする。
3 研究機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(協賛)
第二十二條 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。
一 第七條第二項、第十六條第一項又は第十七條第一項の規定による認可をしようとするとき。
二 第十五條第一項(同條第五項において準用する場合を含む)の規定による承認をしようとするとき。
2 主務大臣は、通則法第二十八條第一項の規定による認可(第十四條第二号又は第三号に掲げる業務に係る部分に限る)をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
(主務大臣等)
第二十三條 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。
一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項(次号に掲げるものを除く)については、農林水産大臣。
二 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務に係る資本金の増加、通則法第三十八條第一項に規定する財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二條第三号の政令で定める業務に属する事業を所管する大臣。
三 第十四條第一号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣。
四 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食料品製造業(酒類製造業を除く)に係るものに関する事項については、農林水産大臣。
五 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣。
六 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、第二條第三号の政令で定める業務に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣。
七 第十四條第四号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣。
2 この法律及び研究機構に係る通則法における主務省は、農林水産省とする。
3 研究機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。



[REDACTED]

[REDACTED]

- 2 研究機構は、前項に規定するもののほか、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）に基づき、農業機械化の促進に資するため、農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。
- 第三條 第四條とする。
- 第二條中「独立行政法人農業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改め、同条を第三條とし、第一條の次に次の一条を加える。
- （定義）
- 第二條 この法律において「生物系特定産業技術」とは、その業務において生物の機能を維持増進し、若しくは利用し、又は生物の機能の発現の成果を獲得し、若しくは利用する事業で次に掲げる業務に属するものに関する技術（基礎技術研究内消化法（昭和六十一年法律第六十五号）第二條に規定する基礎技術に該当するものを除く。）のうち当該事業を所管する省の所管に係るものであつて、その開発に当たり生物の機能又はその発現の成果の特性に密接に関連する試験研究を必要とするものをいう。
- 一 農林漁業
- 二 飲食料品製造業及びたばこ製造業
- 三 前二項に掲げるもののほか、その業務に属する事業に関する技術の性格を勘案し、その技術の高度化を図ることが特に必要であつて適切と認められる業務として政令で定めるもの
- 附則
- （施行期日）
- 第一條 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。
- 第二條 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（独立行政法人農業技術研究機構）の移行
- 第三條 独立行政法人農業技術研究機構は、この法律の施行の時に、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「研究機構」という。）となるものとする。
- （独立行政法人農業技術研究機構に対する出資に関する経過措置）
- 第三條 この法律の施行前に独立行政法人農業技術研究機構に対してされた出資は、この法律による改正後の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（以下「新法」という。）第十四條第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとしてされた出資とみなす。

- （生物系特定産業技術研究推進機構の解散等）
- 第四條 生物系特定産業技術研究推進機構（以下「推進機構」という。）は、この法律の施行の時に、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において研究機構が承継する。
- 2 この法律の施行の際現に推進機構が有する資産のうち、研究機構がその業務を遂行に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に、国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他の当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。
- 4 推進機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、推進機構の解散の日以前に終わるものとする。
- 5 推進機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。
- 6 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、政府及び政府以外の者から推進機構に対し附則第八條の規定による停止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）以下「旧推進機構法」という。）第五條第二項第一号に規定する民間研究促進業務（以下「旧促進業務」という。）民間研究促進業務（以下「旧促進業務」という。）に必要資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額（第二項の規定により国が承継する資産に旧推進機構法第三十一條の規定により設けられている民間研究促進業務に係る助定（以下「旧助定」という。）民間研究促進業務助定（以下「旧助定」という。）に属する資産が含まれる場合にあつては、政府の出資金に相当する金額に於ては、当該金額から第二項の規定により国が承継する資産のうち民間研究促進業務助定に属する資産の価額及び当該資産の価額を基礎として政令で定めるところにより算出した金額の合計額を控除した額に相当する金額）は、それぞれ、その承継に際し政府及び当該政府以外の者から研究機構に新法第十四條第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。
- 7 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額（以下「純資産額」という。）のうち旧推進機構法第三十一條の規定により設けられている旧推進機構法第五條第二項第三号に規定する農業機械化促進業務（第二号において「農業機械化促進業務」という。）に係る助定（第一号において「農業機械化促進業務助定」という。）に属する額に相当する金額は、その承継に際し政府及び政府以外の者から研究機構に新法第十四條第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。
- 8 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、純資産額のうち旧推進機構法第三十一條の規定により設けられている旧推進機構法第五條第二項第三号に規定する農業機械化促進業務（第二号において「農業機械化促進業務」という。）に係る助定（第一号において「農業機械化促進業務助定」という。）に属する額に相当する金額は、その承継に際し政府及び政府以外の者から研究機構に新法第十四條第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。
- 9 純資産額のうち農業機械化促進業務助定に属する額に相当する金額から次に掲げる金額を控除した額に相当する金額 政府 二 政府以外の者から推進機構に対し農業機械化促進業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額 当該政府以外の者 三 第三項の場合において、研究機構は、新法第七條第二項に規定する認可を受けることなく、前二項の規定により研究機構に出資されたものとされた額により資本金を増加するものとする。
- 10 第七項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 11 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。
- 12 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、民間研究促進業務助定において繰越欠損金として整理されている金額（第二項の規定により国が承継する資産に民間研究促進業務助定に属する資産が含まれる場合にあつては、当該金額から第六項の政令で定めるところにより算定した金額を控除した額に相当する金額）は、新法第十四條の規定により設けられている同条第二号に掲げる業務に係る助定に属する繰越欠損金として整理しなければならない。
- 13 推進機構の解散については、旧推進機構法第四十五條第一項の規定による残余財産の処分は、行わない。
- 14 第一項の規定により推進機構が解散したときにおける解散の登記については、政令で定める。
- （持分の払戻し）
- 第五條 前条第六項及び第八項の規定により研究機構に出資したものとされた政府以外の者、研究機構に対し、施行日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。
- 2 研究機構は、前項の規定による請求があつたときは、新法第八條第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する純資産額に對する分に相当する金額により払戻しをしななければならない。この場合において、研究機構は、持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。
- （推進機構の役員等）
- 第六條 施行日の前日において健康保険組合、推進機構の事業所又は事務所を健康保険法（昭和二十一年法律第七十号）第十七條第一項に規定する設立事業所とする健康保険組合をいう。この項において同じ。の被保険者であつた推進機構の役員又は職員であつたもの（以下「旧役員等」という。）は、この法律の施行日に農林水産省共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号））第一項の規定により農林水産省に属する（同法第二條第一項第一号に規定する職員）をいう。以下この項において同じ。及びその所屬する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成一年法律第三十三号））第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。の職員をもつて組織する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。の職員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る）に係る施行日以後の給付に關する家公務員共済組合法の短期給付に關する規定は、同法第二百二十六條の五第一項の規定の適用

PATENT

つては、その者は、施行日前の健康保険組合の被保険者であつた間、(推選機構の役員又は職員であつた間に限る。)農林水産省共済組合の組合員であつたものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合に於ける当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

2 この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であつて、同一の傷病について國家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該國家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

3 第三項に規定する者のうち、國家公務員共済組合法第六十六條第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者である者で、当該傷病による障害について厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き農林水産省共済組合の組合員である間（研究機構の役員又は職員である間に限る）は、当該障害厚生年金又は障害手当金を國家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。

第七條 施行日の前日において厚生年金基金に推進機構の事業所又は事務局を厚生年金保険法第百十七條第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。）の加員員である厚生年金保険の被保険者であつた者で推進機構の役員又は職員であつたものうち、施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。以下この条において「推進機構の役職員であつた組合員」という。）のうち、一年以上の引き続く組合員期間（農林水産省共済組合の組合員である期間（研究機構の役員又は職員である期間に限る。）をいう。以下この条において

厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間）（推進機構の役員又は職員であつた期間に「限る。」に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。）と当該厚生年金保険期間に引き続く組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

2 推進機構の役職員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなされる者に限る。）に係る國家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

推進機構の役職員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4 推進機構の役職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く）」とするとする。

5 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

6 推進機構の役職員であつた組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二

年以上となるものに係る國家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

・推進機構の役員員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、

組合員期間が四十四年以上である者とみなす。
（生物系特定産業技術研究推進機構法の廃止）
第八条 生物系特定産業技術研究推進機構法は、
廃止する。

(生物系特定産業技術研究推進機構法の廃止に伴う経過措置)

第九條 旧推進機構法（第十九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法又は新法中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十條 推進機構の役員若しくは職員又は評議員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘

密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）
第十一條 施行日前にした行為並びに附則第四條

第五項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした

（政令への委任）

十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で

定める。……
(農業機械化促進法の一部改正)……

第十三条 農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改める。

技術研究推進機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「研究機構」）

という。」に改め、同項第二号中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め

第六條第三項、第八條、第八條の二第一項、第八條の二第二項から第四項まで及び第六條の二第一項から第四項まで及び第六條の二第二項から第四項までの章名中「生物系統特定産業技術推進機構」を「研究機構」に改める。

第十六条の見出しを削り、同条第一項中、物理系特定産業技術研究推進機構を「研究機構」に改め、同項第四号中、「第二章」を「第三章」に改める。

第十四条 前条の規定による改正前の農業機械法は、同条の規定による改正後の農業機械法の規定によりした処分、手続その他該法の相当規定によりした処分、手続その他をみなす。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に
関する法律の一部改正）

五條 獨立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）部を次のように改正する。

獨立行政法人等の保有する個人情報等の保

する法律の一部改正)
六条、独立行政法人等の保有する個人情報

一部を次のように改正する。

農林水産省設置法の一部改正

七条 群馬水産省設置法（平成十一年法第十八号）の一部を次のように改正する。

イ、独立行政法人農業・生物系特定産業研究機構

第十三条中第七号を削り、第八号を第七

農林水産大臣	片山虎之
財務大臣	塩川正十
大島 聖	

内閣総理大臣 小泉純一

立行政法人緑資源機構法をここに公布す

平戌十四年十二月四日

二月四日
内閣總理大臣 小泉純一郎

PATENT